

平成30年度 利子助成事業の概要（農業関係資金）

I 認定農業者向け資金の制度概要

認定農業者が経営改善を図るために借り入れる農業近代化資金及びスーパーL資金を対象に金利負担を軽減する農林水産省の利子助成事業（農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業）を（公財）農林水産長期金融協会が実施します。

この利子助成事業の実施を通じ、意欲ある農業者の育成・確保を金融面からサポートします。

1 事業の趣旨

農林漁業をめぐる厳しい情勢の中で、国民の生命を支える農林水産物を安定供給できる体制を整え、食料自給率の向上を図るためには、生産拡大等に意欲的に取り組む農業者等の経営を支えることが重要との認識の下、認定農業者向けの農業近代化資金及びスーパーL資金を借り入れる者の金利負担を軽減するために利子助成金を交付するものです。

2 対象者

平成30年度に次のいずれかの資金を借り入れる認定農業者です。ただし、3に記載の助成内容・要件によります。

農業近代化資金（認定農業者等向け特例）

都道府県と利子補給契約を締結している農協、信用農協連、銀行、信用金庫等から融資されます。

農業経営基盤強化資金（＝スーパーL資金）

（株）日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から融資されます。

3 対象資金・助成内容

農業近代化資金（認定農業者等向け特例）（通常助成）

(1) 対象資金

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に都道府県の利子補給承認を受けた認定農業者等向け農業近代化資金

(2) 利子助成率

スーパーL資金の貸付利率と同率になるよう利子助成（都道府県の利子補給承認時又は貸付時の水準による。）

(3) 利子助成期間

貸付時から償還終了時まで（最長 15 年間）

(4) 利子助成対象貸付限度額

認定農業者等向け農業近代化資金の貸付限度額（個人 1,800 万円・法人 3,600 万円）

(5) 対象融資枠

325 億円

スーパーL資金（5 年間無利子）

(1) 対象資金

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に貸付決定が行われたスーパーL資金のうち、「人・農地プラン」（注 1）に地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者（位置付けられることが確実との市町村の証明を受けた者を含む。）又は農地中間管理機構から農用地等（注 2）を借り受けた農業者に貸し付けられるもの

（注 1）人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成 24 年 2 月 8 日付け 23 経営第 2955 号農林水産事務次官依命通知）第 2 に定めるものをいう。

（注 2）農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 2 項に規定する農用地等をいう。

なお、次の資金は対象外

- ・ 補助残融資資金（国の補助金（交付金を含む。）の交付決定を受けた事業の補助残部分に充てるために融資される資金。以下同じ。）（ただし、経営体育成支援事業（融資主体型補助）は対象）
- ・ いわゆる「安定化長期資金」（負債の整理など）

(2) 利子助成率

公庫の貸付利率に相当する利子を助成（ただし、2%が上限）

(3) 利子助成期間

貸付時から 5 年間

(4) 利子助成対象貸付限度額

スーパーL資金の貸付限度額（個人 3 億円（特認 6 億円）・法人 10 億円（特認 20 億円））

(5) 対象融資枠

1,000 億円

Ⅱ 復旧・復興資金の制度概要

東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「地震」という。）及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）において、甚大な損害が発生した農業者に対し、その農業経営の速やかな復旧・復興を図るため、(株)日本政策金融公庫等からの災害復旧・復興関係資金について、一定期間（最長18年間）実質無利子となるよう金利負担を軽減する農林水産省の利子助成事業（東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業）を（公財）農林水産長期金融協会が実施します。

この利子助成事業の実施を通じ、農業経営の速やかな復旧・復興を金融面からサポートします。

1 事業の趣旨

東日本大震災により損害を受けた農業者が復旧・復興の取組みを行うために借り入れる農林漁業セーフティネット資金等公庫資金や農業近代化資金等の金利負担を軽減するために利子助成金を交付するものです。

2 対象者

特定被災区域（「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）に、ほ場、事業所その他の事業拠点を有する農業者のうち、その主要な事業用資産について、東日本大震災の影響により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明（罹災証明書）を市町村長その他相当の機関（以下「市町村長等」という。）から受けた者であって、次のア又はイのいずれかの要件を満たす者（以下「被災農業者」という。）です。

ア 東日本大震災の影響により農業経営を中止し、農業経営を再開していない者又は再開後2年を経過していない者

イ 東日本大震災の前から農業経営を継続している者又は東日本大震災の影響により農業経営を中止し、農業経営を再開した者であって、東日本大震災後の各年における年間売上額が東日本大震災前の直近年の年間売上額の9割に達していない者（東日本大震災の影響により、浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けた事業用資産（以下「被災事業用資産」という。）について、農地等の災害復旧が完了していない等農業者の責めに帰すことができない事由により、被災事業用資産を復旧することが困難であった者又は経営再建に必要な事業用資産を取得することが困難であった者であ

って、被災事業用資産の復旧又は経営再建に必要な事業用資産の取得を行おうとする者に限られます。)

(注)

1 農業経営の再開の可否、時期及び年間売上高の確認は、融資機関が融資審査において行うものとされています。具体的には、「東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業一問一答」(問 12~24)を参照しつつ、「農業経営復旧・復興対策適用要件の確認表」に確認結果を記入願います。

その後、利子助成金交付代理申請の際、同確認表を当協会に提出してください。なお、経営再開の確認に要した書類、決算書等の証拠書類については、提出不要ですので融資機関において保管願います。

2 市町村長等から受ける証明は、原則として、市町村及び都道府県の機関によるものとされていますが、行政機能の不全等の事情により速やかな対応が困難と見込まれる場合には、被害状況が分かる資料に基づき、融資機関において要件を満たしていることを確認することにより代替することもできます。なお、罹災証明書の所定様式は別添のとおりですが、同等の内容が確認できる場合には、この様式以外の様式でも差し支えありません。

3 対象資金・助成内容

(1) 対象資金

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間(注)に「農業経営復旧・復興対策」として融資される次の制度資金が対象です。

(注) 農業近代化資金等の民間資金は都道府県の利子補給承認、公庫資金(㈱日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫が融資する農業資金)は貸付決定が行われるものについて適用されます。

| | 制度資金名 |
|------|-------------------------|
| 民間資金 | 農業近代化資金（個人施設） |
| | 農業経営負担軽減支援資金（注 2） |
| 公庫資金 | 農林漁業セーフティネット資金 |
| | 農林漁業施設資金（主務大臣指定施設）（注 2） |
| | 農業基盤整備資金（注 2） |
| | 農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金） |
| | 経営体育成強化資金 |

(注)

- 1 補助残融資資金は、利子助成の対象外（ただし、被災農業者に東日本大震災農業生産対策交付金実施要綱（平成 23 年 5 月 2 日付け 23 生産第 720 号農林水産事務次官依命通知）に定める事業を対象として融通されるものは対象。）。また、融資残補助である経営体育成支援事業（融資主体型補助）についても対象。
- 2 地震被災農業者（地震の影響による損害を受けたことの証明を市町村長等から受けた被災農業者（市町村長等の事情によりこれにより難しい場合は、証明に準ずる確認を受けた方を含む。）のみ対象。

(2) 利子助成率

(1)の資金について、無利子になるよう利子助成します。（ただし、2%が上限）

(3) 利子助成期間

貸付後最長 18 年間

(注) 東日本大震災による被害の重大性に鑑み、特例措置として、対象資金の償還期限及び据置期間についてそれぞれ 3 年間の延長と、農林漁業セーフティネット資金、農林漁業施設資金（主務大臣指定施設・災害復旧）及び経営体育成強化資金（再建整備資金及び償還円滑化資金）について貸付限度額の引上げが行われています。（別表参照）

(4) 利子助成対象貸付限度額

利子助成対象貸付限度額の下限・上限はなく、もっぱら制度資金の貸付限度額に従います（例えば農業近代化資金で農業を営む者であれば最大 2 億円まで適用されます。）。

(5) 対象融資枠

9.6 億円

（農業近代化資金等 1.1 億円、公庫資金 8.5 億円）

(別表) 東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業の対象
資金の主な償還期限、据置期間及び利子助成対象貸付限度額一覧

| 資金名 | 償還期限(注1) (以内) | 据置期間(注1) (以内) | 利子助成対象貸付限度額 (=貸付限度額) |
|-------------------------|--------------------|-----------------------|--|
| 農業近代化資金(個人 施設) | 15年→18年 | 7年→10年 | 個人1,800万円(知事特認 2億円)、法人2億円 |
| 農業経営負担軽減支援 資金 | 10年(特認15年) →18年 | 3年→6年 | 営農負債の残高 |
| 農林漁業セーフティネ ット資金 | 10年→13年 | 3年→6年 | 600万円→1,200万円 又は年間経費等の3/12 →12/12 |
| 農林漁業施設資金(主 務大臣指定施設) | 15年→18年 | 3年→6年 | 【災害復旧】 負担額の80%→負担額の 100% 又は1施設当たり300万円 (特認600万円) →1,200万円 |
| 農業基盤整備資金 | 25年→28年 | 10年→13年 | 地元負担額 |
| 農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金) | 25年→28年 | 10年→13年 | 個人3億円(特認6億円) 法人10億円(特認20億円) |
| 経営体育成強化資金 | 25年→28年 | 3年→6年 (注2:10年→13年) | 前向き投資資金、再建整備 資金及び償還円滑化資金 の借入額を合算し、個人等 2.5億円、法人8億円 |

(注)

- 1 償還期限及び据置期間並びに貸付限度額の特例は、平成31年3月31日までの間に貸し付けられるものに適用される。
- 2 果樹の新植・改植・育成の場合

Ⅲ TPP 協定等関連対策資金の制度概要

認定農業者が、環太平洋パートナーシップ協定及び日EU経済連携協定（以下「TPP協定等」という。）による経営環境変化に対応して、新たに規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に取り組むために借り入れるスーパーL資金について、金利負担を軽減するための農林水産省の利子助成事業（担い手経営発展支援金融対策事業（以下「本事業」））を（公財）農林水産長期金融協会が実施します。

この利子助成事業の実施を通じ、担い手農業者の攻めの経営展開を金融面からサポートします。

1 事業の趣旨

TPP協定等の大筋合意等に伴い、関税削減による長期的な影響が懸念される中で、優れた経営感覚を兼ね備えた農業経営体を育成・支援することが緊急の課題となっており、認定農業者が新たに規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に取り組むために借り入れるスーパーL資金の金利負担を軽減するために利子助成金を交付するものです。

2 対象者

人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体として位置付けられた認定農業者又は農地中間管理機構から農用地等を借り受けた認定農業者のうち、経営展開計画（注）を作成した方です。

（注）担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通達）別記様式第1号に定めるものをいう。

3 対象資金・助成内容

(1) 対象資金

（株）日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から融資されるスーパーL資金（＝農業経営基盤強化資金）です。

その貸付決定がなされる期間については特に設定されておらず、融資決定額が当該融資枠に達した時点で終了します。

なお、本事業に基づく利子助成は、国の補助金（交付金等を含む。）を活用して経営展開を図る取組も対象としており、TPP等関連対策の補助事業を含め、本事業の対象となります。また、融資を受ける際の自己資金部分に対して助成する融資残補助については本事業の対象となります（例：経営体育成支援事業（融資主体型補助））。このほか、クイック融資や他省庁が所管する補助事業を活用して経営展開を図る場合も本事業の対象となります。

ただし、いわゆる「安定化長期資金」（負債の整理など）は対象となりません。

(2) 利子助成率

公庫の貸付利率に相当する利子を助成（ただし、2%が上限）

(3) 利子助成期間

貸付時から5年間

(4) 利子助成対象貸付限度額

スーパーL資金の貸付限度額（個人3億円（特認6億円）・法人10億円（特認20億円））

(5) 対象融資枠

3,000億円

IV 助成を受けるための手続き（Ⅰ～Ⅲの資金共通）

1 利子助成金の申請の準備と手続き

ISSマニュアルをご覧ください。⇒

ISS
マニュアル 入口

2 利子助成を受けるために必要な書類及び提出時期

| 区分 | 提出書類 | 作成者 | | 協会への提出時期 (注3) | | | |
|-------------------|----------------------------|---|--|--------------------|---|--------|-----------|
| | | 利子助成金 交付希望・対 象者 | 融資 機関 | | | | |
| 利子助成金 交付申請 | 委任状 | ○ | | 「利子補給承認通知書」受領後その都度 | | | |
| | 利子助成金交付代理申請書(ISS(注1、以下同じ)) | | ○ | | | | |
| | 添付書類 | 農業近代化資金利子補給承認通知書(写) | | | ○ | | |
| | | 農業経営改善計画認定書(写) | ○ | | | | |
| | | 経営改善資金計画書(写) 同認定があったことを証する書面(写) | (注2) ○ | | | | |
| | | 復旧・復興の場合 適用要件の確認表 | | | ○ | | |
| | | 災害関連資金の場合 罹災証明書(写) | ○ | | | | |
| | | スーパーL資金(5年間無利子)の場合 「人・農地プラン」(写)若しくはこれに代わる証明書、「農用地利用配 分計画」(写)又は「経営展開計画」(写)(注4) | ○ | | | | |
| | | 貸付 実行 | 貸付実行報告書(ISS) (コード999の特殊償還のみ)融資機関の償還表(写) | | | ○ ○ | 貸付実行後その都度 |
| | | 支払 請求 | 利子助成金支払請求書(ISS) | | | ○ | 請求月の月末 |
| 利子助成金支払請求明細書(ISS) | | | ○ | | | | |
| 届出 | 融資機関届兼Webシステム利用届 | | ○ | | | | |

(注) 1 「ISS」とあるのは、利子助成システムで作成する書類です。

2 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた特定農業法人にあっては、当該認定計画を、また、それ以外の特定農業法人にあっては、改善計画に相当する計画を添付してください。

3 日本公庫(農林水産事業)及び沖縄公庫については、それぞれ別に定めるところによる。

4 「経営展開計画」(写)は、担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱(平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知)により利子助成を受ける場合に提出する。

[留意していただきたい事項]

1 復旧・復興資金

(1) 農業近代化資金又は農業経営負担軽減支援資金の場合には、利子助成金交付代理申請の際に、都道府県の利子補給承認通知書(写)を提出してください。

(2) 農業近代化資金（注）で、補助残融資資金の場合は、「農業経営復旧・復興対策適用要件の確認表」の「3. 案件情報」の「補助金名」への記入をお願いします。

（注）公庫資金の場合は、スーパーL資金、経営体育成強化資金又は農林漁業施設資金。

〈参考資料〉

・人・農地プラン（参考様式）

・スーパーL資金に係る金利負担軽減措置適用に関する証明書（参考様式）

・経営展開計画（参考様式）